

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

平成30年中に新規に受け付けた不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況		21年	22年	23年～27年	28年	29年	30年	
係 属 状 況	前年からの繰越	0	1	0	0	1	0	
	新規申立	2	0	0	1	0	0	
	計	2	1	0	1	1	0	
	申立人	組 合				1		
		個 人	1					
		組合・個人	1					
	新規申立	該 当 号	1					
			2			1		
			3	1				
			4					
			1・2					
			1・3					
			1・4					
			2・3					
2・4								
1・2・3			1					
1・2・4								
終 結 状 況	取 下 和 解	和解以外の取下		1				
		和 解	関 与				1	
			無 関 与					
	計		1			1		
移 送								
命 令 ・ 決 定	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済						
		一 部 救 済						
		棄 却	1					
		却 下						
		計	1					
終 結 計	1	1			1			
次 年 へ 繰 越	1	0	0	1	0	0		

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

年 区 分	21年	22年	23年～28年	29年	30年
100日未満		1			
100～299日	1			1	
300～499日					
500～699日					
700～999日					
1,000日以上					